

様式第 1 号(第 5 条関係)

会議概要

会議の名称	令和 5 年度第 2 回久喜市国民健康保険運営協議会会議
開催年月日	令和 5 年 1 月 16 日 木曜日
開始・終了時刻	午後 1 時 15 分から午後 2 時 27 分まで
開催場所	久喜市役所 4 階 大会議室
議長氏名	宮澤幸一
出席委員(者)氏名	青山淳子、板橋文夫、大久保礼子、平井勝、 山中佳代、吉田信一、吉野輝雄、後藤英伸、吉川祐子、 足立節子、遠藤厚子、小林雄二、宮澤幸一、 鈴木道広、中村香里
欠席委員(者)氏名	塚野由美子、島田智恵子、片桐雅也
説明者の職氏名	榎本正則 健康スポーツ部参事兼国民健康保険課長 大熊謙児 課長補佐兼国保管理係長 蓮実純夫 給付係長 内村 博 保険税係長
事務局職員職氏名	真坂八重子 健康スポーツ部長 岡田秀之 健康スポーツ部副部長 榎本正則 健康スポーツ部参事兼国民健康保険課長 大熊謙児 課長補佐兼国保管理係長 蓮実純夫 給付係長 内村 博 保険税係長
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 部長あいさつ

	<p>3 議題</p> <p>諮問事項</p> <p>(1) 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について</p> <p>協議事項</p> <p>(1) 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>
配布資料	<p>資料1-1 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p> <p>資料1-2 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要説明</p> <p>資料2-1 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)</p> <p>資料2-2 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)の概要説明</p>
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人数	0人

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開 会

司会（榎本課長）

ただ今から、令和5年度第2回久喜市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

開会に先立ちまして、出席委員につきましてご報告申し上げます。

委員18人中、出席委員が15人の出席、3人の欠席でございます。

従いまして、久喜市国民健康保険に関する規則第5条の規定により、委員の出席数が過半数を超えておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本会議につきましては、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定により、公開としておりますことを申し添えます。

2 あいさつ

司会（榎本課長）

それでは、はじめに宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

宮澤会長

（あいさつ）

司会（榎本課長）

ありがとうございました。続きまして、真坂部長よりご挨拶をお願いいたします。

真坂健康スポーツ部長

（あいさつ）

司会（榎本課長）

ありがとうございました。続きまして、真坂部長から当協議会に諮問をさせていただきます。

真坂健康スポーツ部長

それでは、諮問書を読み上げさせていただきます。

（諮問書を読み上げる）

司会（榎本課長）

それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきたいと存じます。

事前に送付させていただいた資料のうち、同じ資料が本日机の上にあります。一番下の方にページが付されていませんでしたので、ページのあるものをもう一度配布させていただきましたので、ご活用いただければと思います。

それから本日新たにお配りをした資料として3点ございます。

委員名簿、座席表、埼玉の国保2023年10月号、見てなっとく！さいたまの国保令和5年度版でございます。資料に不足等はございませんでしょうか。

それでは、会議に移らせていただきたいと思います。

久喜市国民健康保険に関する規則第4条第1項により、議事進行を会長にお願いしたいと存じます。宮澤会長よろしく願いいたします。

3 議 題

【諮問事項】（1）久喜市国民健康保険税条例の一部改正する条例（案）について

議長（宮澤会長）

それでは次第3の議題に入ります。円滑な議事進行について皆様方のご協力をお願い申し上げます。初めに議事録署名委員を指名させていただきます。今回は中村委員、青山委員をお願いいたします。

諮問事項の（1）久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局（内村係長）

（資料1-1、資料1-2に基づき、説明）

議長（宮澤会長）

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

小林副会長

今回の条例改正ですが、恒久的に続くものでしょうか。それとも、少子化対策の一環として、時限的なものになるのでしょうか、1点基本的なことと健康保険等の一部を改正するというところで、内容的に国保に特化した改正になるのか、それとも社会保険にも適用されるのか確認させてください。

事務局（内村係長）

この改正については継続的なものと考えております。

国民健康保険に特化した改正というところにつきましては、今回、国民健康保険に新設したものと考えております。

事務局（榎本課長）

補足をさせていただきますが、今回の改正案自体は、産前産後の国保税免除措置の新設が、この健康保険法等の一部改正の中に1つの柱としてあります。

それ以外にも、出産育児一時金が引き上げになったと思いますが、それに対して出産育児支援金として、その財源を負担する仕組みの導入でありますとか、高齢者負担率の見直しなど、幾つかメニューがある中の1つに、この国民健康保険の産前産後の免除の項目があります。

さらに、保険制度の産前産後期間の保険料免除の関係が他の制度にないかの話ですが、今回の制度設計にあたっては、健康保険・厚生年金、国民年金には産前産後期間の

保険料の免除が既にありまして、今回、国民健康保険でも同様の配慮を求める国会の附帯決議があったことから、それを踏まえて改正に至ったという経緯がございます。

小林副会長

分かりました。4ヶ月間または6ヶ月間の減額というのは、出産被保険者分の減額でしょうか。納税通知書が届いて税額の内容を見たときに、該当する方の部分は減額の計算がされているということでしょうか。

事務局（内村係長）

おっしゃる通りでございます。

小林副会長

国民健康保険の場合、一般的に出産する方は、税法上の扶養の方が多く、均等割の軽減が主なものと思われませんが、いかがでしょうか。

事務局（内村係長）

状況によると思いますが、小林副会長がおっしゃるように、久喜市の出産被保険者は、均等割軽減の方が多いと考えております。

小林副会長

久喜市の均等割額は、医療給付費分が3万3千2百円、後期高齢者支援金分が1万2千3百円をそれぞれ12分の1した4ヶ月間、年間で約1万5千円が世帯に対する軽減になるということでしょうか。

事務局（内村係長）

均等割といたしましては、言われた通りでございます。その他に所得割があった場合には、同様に出産被保険者の所得割額及び均等割額をそれぞれ12分で除した月額を算出し、それに対象期間の月数分を乗じた金額を軽減することになります。

小林副会長

分かりました。国保税は翌年度課税ですから、前年に給与所得があり、出産のために退職して国民健康保険に加入した方や自営業の方など、対象者が限定される印象を持ちました。所得割がある場合は、その分を別に計算するということで理解しました。

議長（宮澤会長）

他に何かご質問ございますか。

鈴木委員

納税義務者が国民健康保険税を納める期間は、7月から3月までと聞いております。この制度では、どのようなタイミングで減額するのですか。

事務局（内村係長）

今年度の例ですと、1月生まれの方が1月に申請を提出されたとします。その軽減は、2月の更正になり、今年度分は1月から3月までの3か月分が軽減対象となります。

国民健康保険税は、7月に納税通知書を送付し、普通徴収の場合は7月の第1期から3月の第9期までの9回の支払いになります。

資料1の2、例の3のように、来年度の4月分が軽減対象期間であった場合、7月の納税通知書の計算においては、出産被保険者に対して1か月分の減額計算がされ、その後、世帯の所得割額と均等割額を合算し、保険税額を決定させていただくこととなります。

鈴木委員

分かりました。この制度は、1月1日から施行とのことですが、対象は9件ですか。

事務局（内村係長）

はい、最大で9件を見込んでおります。

鈴木委員

最後に、新しい制度の周知をすると思いますが、誰が出産されるか情報を得ることができると思います。職権では考えていないのですか。

事務局（内村係長）

妊娠が分かった場合、母子健康法で母子手帳を申請していただくので、そこでのご案内で、後日、届け出をしていただくように考えている中で職権のお話でございますが、後追いになると思いますが、まだ、申請をされてないことが確認できましたら、職権での適用も考えております。

鈴木委員

分かりました。ありがとうございました。

議長（宮澤会長）

他に何かご質問ございますか。

小林副会長

育児休業は、通常で最長2年ありますけれど、その中で4か月とした理由は何か。

事務局（内村係長）

被用者保険と同様に出産前6週間、出産後8週間は出産する予定の被保険者及び出産した被保険者が稼得活動に従事できない期間と考えておりますので、当該の産前産後期間に相当する4か月分の所得割額及び均等割額を免除するところでございます。

議長（宮澤会長）

他にはご質問ありますか。他にないようでございますので久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑は以上といたします。

それではここで採決に入りたいと思います。

本件について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 (宮澤会長)

全員賛成でありますので諮問事項の(1)久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案の通り決定いたしました。

【協議事項】(1) 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について

議長 (宮澤会長)

続きまして、協議事項の(1)令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算第3号案について、議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 (大熊補佐)

(資料2-1、資料2-2に基づき、説明)

議長 (宮澤会長)

それでは、ただいまの説明に対しましてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

平井委員

歳出予算についてお尋ねします。

私は昨年、11月の運営協議会の同じ補正予算の資料を照らし合わせてきたので、参考にお話を聞きたいと思います。

1点目として、歳出の2款の保険給付費について、今の説明ですと9億円以上の増額ということですが、昨年の補正予算では、計上されておられません。約106億円の当初予算に対して約11億円の増ということで、10%以上の増となっています。

これは見込み違いなど何か特段の理由があって、ここで10%以上の補正予算を計上したのかどうかをお尋ねしたいと思います。

2点目は、6款の保健事業費です。81万3千円の補正額となっていますが、保養施設、人間ドック、がん検診ともに、新型コロナウイルスが5類に移行した影響と自分なりに解釈しているのですが、がん検診については昨年度も195万8千円の増で、受診される方が増えているのは非常に良い傾向ですが、これに関連して保養施設や人間ドック、これらはがん検診と比例関係にあると思います。けれども、保養施設と人間ドックは減額補正しています。

この減額補正というのは、2月の補正でも十分間に合うと理解していますが、その辺をお聞かせいただければと思います。

最後に今、条例改正が審議されましたが、通常、条例改正されると電算システムの改修があると思いますので、そこをお尋ねいたします。

議長（宮澤会長）

ただいまのご質問3点ありましたけども、事務局の方で回答をお願いいたします。

事務局（蓮実係長）

給付係の蓮実と申します。私の方からは、2款の保険給付費の増額の関係でご説明をさせていただきますと思います。

昨年度の11月補正予算では特に計上はしてなかったところですが、今回、11月補正予算で計上させていただいたのは、今年度の給付費が当初予算の見込みよりも給付の実績の方が上回ってきており、このままいくと2月の支払い時点で不足が見込まれているというような状況でございます。

昨年度につきましては、2月補正予算におきまして、増額補正をさせていただいて、何とか追いついたというところでございますが、すでに不足する見込みが立っているという状況もございますので今回計上させていただいたところでございます。

見込みが甘かったのではないかとのご指摘もございましたが、当初予算につきましては、埼玉県から例年、保険給付費全体の見込みが示されているところございまして、それに

合わせて当初予算を組んでいるところでございますが、例年2月補正予算で、数億円の補正予算を計上しているところでございます。

今年度におきましては、11月補正予算のタイミングで計上させていただきたいという状況でございます。

なお、最終的な補正後の予算額ベースで比較しますと、今年度は、療養給付費負担金だけで見ますと約102億円となり、昨年度の最終予算額の約104億円と比較しますと、令和5年度は若干下がっている状況でございます。

事務局（大熊補佐）

続きまして、保健事業費の予算の補正についてご説明させていただきます。

初めに、がん検診助成金を増額する理由になりますが、令和5年度の当初予算につきましては、令和3年度のがん検診の受診者数の実績を元に積算させていただいておりますが、令和3年度上半期と令和5年度上半期の受診者数を比較したときに、令和5年度は、がん検診の受診者数が17.3%増えていることから、その伸び分を今回増額補正させていただいているところでございます。

また、人間ドック業務委託料を減額する理由になりますが、令和5年度上半期の委託医療機関実施分の実績が、対前年度に比べて、約40%程減少しております。

主な減少の理由としましては、令和4年度まで委託医療機関に、新井病院と東鷲宮病院が入っていたのですが、令和5年度からこの2医療機関が指定医療機関へ移行したことから、委託医療機関実施分の委託料が減額となったためでございます。なお、令和5年度当初予算において、人間ドック業務委託料として、約289万円の予算を計上しておりましたが、令和5年度上半期の実績として約90万円程しか執行していないことから、今回減額をさせていただいております。

また、保養施設助成金を減額する理由ですが、こちらも令和5年度の当初予算においては、525件の利用を見込んでいたところですが、令和5年度上半期終了時点で約200件弱しか執行していないことから、減額をさせていただいております。

次に、これらの人間ドック、保養施設の予算を減額する時期が2月補正ではなく、なぜ11月補正なのかという理由ですが、これらの保健事業の財源につきましては、国民健康

保険税を財源として事業を実施しておりますが、年度途中で国民健康保険税の歳入予算を増額することはできませんので、今回のような財源不足が生じるような場合は、通常、基金から繰り入れを行い、財源の穴埋めをした上で増額補正をする必要があります。しかしながら、11月補正時点での基金残高が111円しか残っていないため、基金からの更なる取り崩しができないことから、今回、不用額が発生する見込みの事業の予算を減額し、財源を生み出し、財源が不足する事業の予算にその財源を充てさせていただいているためでございます。

事務局（内村係長）

システム改修につきましては、第1回会議の国民健康保険特別会会計補正予算第2号中の一般業務経費として計上しております。

平井委員

システム改修費は、その時点で法律改正があるのを見込んでいたのですか。それとも、全体的なシステム改修の予算の範囲内でこれも処理できるとの意味ですか。

事務局（内村係長）

改修について分かっていた部分を最大限の見込み金額で見積もりさせていただいておりました。

平井委員

分かりました。ありがとうございました。

議長（宮澤会長）

他に何かご質問等ございますか。

それでは質問がなければ、令和5年度久喜市国民健康保険特別会会計補正予算第3号案についての質疑は以上といたします。

それではここで採決に入りたいと思います。

本件について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 (宮澤会長)

全員賛成でございますので協議事項の(1)令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算第3号については、原案の通り決定いたしました。

3の議題については以上でございます。

それではここで少々休憩をいただきまして、答申案を作成したいと思います。

(暫時休憩いたします。)

議長 (宮澤会長)

それでは再開いたします。それでは答申書案ができましたのでここで読み上げさせていただきます。

(答申書を読み上げる)

4 その他

議長 (宮澤会長)

それでは次に入ります。次第の4 その他について事務局から何かありますか。

事務局 (内村係長)

それでは、令和6年度保険税率の方向性をご審議いただくスケジュールについて説明させていただきます。

令和6年度の保険税率につきましては、今月中に県から、納付金を含む仮算定の額が示される予定となっております。

県の示す納付金等の状況によりまして、税率の見直しが必要になりますが、2月定例

会議に賦課限度額と合わせて、議案を上程する必要がございます。

つきましては、12月開催の運営協議会にて、県からの納付金仮算定の結果をもとに、保険税率の方向性について協議させていただきたいと考えておりますので、ご意見を伺いたいと存じます。

事務局（榎本課長）

それでは事務連絡になりますが、今の説明にありました保険税率等の方向性について、今度ご審議をいただきます。次回12月21日に開催を予定してございます。

開催通知につきまして、本日、これからお配りしますので、よろしくお願ひします。

また、開催に当たりまして、1週間前までに資料の方を送付させていただきたいと思ひます。

議長（宮澤会長）

ありがとうございました。

次回は12月21日、木曜日ということでございますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、これで本日の議事はすべて終了いたしましたので、以上で議長の任を解かせていただきたいと思います。と存じます。

議事進行にあたり委員の皆様のご協力に深く感謝を申し上げまして、進行役を事務局にお返ししたいと思います。ご協力ありがとうございました。

事務局（榎本課長）

ありがとうございました。宮澤会長におかれましては長時間にわたりまして議長をお務めいただきまして、ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、小林副会長よりご挨拶をいただきたいと思います。と存じます。

よろしくお願ひいたします。

5 閉 会

小林副会長

両案とも、原案の通り決定することができたことと条例の答申について、無事できたことは、大変喜ばしいことだと思います。

委員の皆様におかれましては、今後とも、久喜市国民健康保険の安定的な運営のために、ご理解ご協力をお願い申し上げまして、本日、第2回国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日

署名委員氏名 中 村 香 里

署名委員氏名 青 山 淳 子

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。